

滋賀県 I C T 推進懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 滋賀県 I C T 推進戦略（平成 30 年 3 月策定。以下「戦略」という。）に基づき、I C T の進展に的確に対応しながら、I C T およびデータの活用施策を推進するにあたり、有識者から意見を聴取し、検討するため、滋賀県 I C T 推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戦略の推進に向けた検討に関する意見・助言を行うこと。
- (2) その他戦略の推進にあたり必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会は総合企画部長が選任する委員で構成する。

- 2 懇話会に座長を置き、座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 座長に事故があるとき、または欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 懇話会に必要な応じてオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 か年度とする。

- 2 委員の交代または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議は、総合企画部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、総合企画部長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
- 3 総合企画部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第 6 条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県総合企画部情報政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、総合企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 31 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に選任する委員の任期は、改正後の要綱第 4 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。